

## 1単位あたりの時間数の設定等に係る規定①

### 【保健師助産師看護師学校養成所指定規則】

別表1～3

備考

- 一 単位の計算方法は、**大学設置基準第二十一条第二項**の規定の例による。

### 【大学設置基準】

(単位)

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。
- 二 **実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。**ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

# 1単位あたりの時間数の設定等に係る規定②

## 【看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(抜粋)】

### 第6 教育に関する事項

#### 3 単位制

保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

##### (1) 単位の計算方法

ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所(3年課程(定時制を含む)及び2年課程(定時制を含む))

##### (ア) 臨地実習以外の授業

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

##### (イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。

#### 4 教育実施上の留意事項

(9) 准看護師養成所の講義については、1時間の授業時間につき休憩10分程度を含めて差し支えないこと。また、実習については、1時間を60分とすること。